

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東ほか110名

被告 国

準備書面（78）の要旨の陳述

2021（令和3）年10月28日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄ほか

第1 本準備書面の意味

本書面では、2021（令和3）年5月から同年8月までの新聞記事にされた本訴訟や本件原発に関する出来事と、それがどの様に本訴訟に関するのかわにつき、要点をまとめて述べることに致します。

第2 本訴訟と関係する出来事

1 40年超の原発の稼働について

- (1) 6月、運転期間が原則40年のルールで国内初の延長運転となる美浜3号機が10年1ヶ月ぶりに再稼働しました。ただ、まだテロ対策の特重施設（特別重大事故等対処施設）が未完成のため、本年10月23日には停止する予定で、同施設の完成時期については未定だとのこと（甲G1050）。
- (2) その美浜原発3号機等の再稼働に福井県知事は同意をしましたが、推進派の地元高浜町議からも、そもそも、地元が「原発がなければ生活できない構造をつくりあげてきたのは国であり、電力会社であり、その恩恵を受けてきた電力消費地である」、「本心では『再稼働はもういいじゃないか』と言いたい」という苦悶の声が上がっています（甲G1035）。
- (3) 当初、福井県知事は再稼働の条件として、関電に対して使用済み核燃料の中間貯蔵の候補地の提示を要求していましたが、関電もそれをしないまま、

美浜 3 号機を再稼働させました。しかし、保管が一時的であれ最終的であれ、高レベル放射性廃棄物の処分の見通しなく原発をなし崩し的に稼働する状況は看過できないものです。

また、同県内の国宝・三重塔で知られる明通寺住職の中嶋哲演さん（79）が「使用済み核燃料が増えるほど解決への道は遠ざかり、何の責任もない将来の世代へ難題を押しつけることになる」と早期の原発停止を訴え、その上で「倫理的に考えて、原発を誘致して生み出した使用済み核燃料を県外に押しつけるのはどうか。地域にとどめず、電力消費圏の市民や有識者も参加できる土壌を作って、核のごみ問題の議論を進めてほしい」と訴えています（甲G1073）。

2 人々が原発関連問題について持つ意識

6 月、福島第一原発の処理水の海洋放出方針について、朝日新聞が福島県知事と県内全 59 市町村の首長にアンケートを行ったところ、約 7 割が政府方針に否定的な姿勢を示したことがわかりました。その理由は、国内外で海洋放出への理解が進んでいないことや、風評被害や賠償への対策が不十分というものでした。一方、「容認できる」はゼロで、「どちらかといえば容認」は 5 人にすぎませんでした（甲G1040）。

3 原発及びその関係施設のトラブル

(1) 6 月、東電は柏崎刈羽原発 7 号機の再稼働に向けて今年 1 月に完了したと公表した安全対策工事で、76カ所の防火工事が終わっていなかったと発表しました。この未完了の工事の発覚は、匿名の申告があったことから明らかになったものでした。

その 76カ所とは、原子炉建屋や廃棄物処理建屋などの配管が壁や床を貫通する部分で、火災発生時に炎や熱が伝わり延焼を防ぐために、配管に耐火材を巻き付けることになっていたのですが、その工事が行われていなかったもので、工事の杜撰さが再び明らかになりました（甲G1039、1055）。

(2) 同月、中国広東省の台山原発 1 号機から放射性希ガスの放出がありました。その原因は、炉心の燃料棒の一部破損によるもので、冷却材中の放射性物質の濃度が上昇したと中国生態環境省は発表しましたが、安全管理の不透明さに懸念が強まっています（甲G1043）。

(3) 8 月、大飯原発 3 号機で、配管からの海水漏れが見つかりました。その原因は、蒸気を冷やし水に戻す「復水器」に海水を送り込む配管に穴が空いていたことでした。その穴の周辺はさびており、この配管は 1991 年の営業

運転開始以降一度も交換されていなかったことがわかりました（甲G1070）。

このように、原発施設のトラブルは今でも各地で起きているのです。

4 原発（及びその関連施設）が持つ問題性

- (1) 政府の地震調査研究推進本部（地震本部）は3月、東日本大震災の余震域について「今後も震災前よりも地震活動が活発な状態が当分の間続くと考えられる」とする見解を発表しました。

このため、早ければ2023年にも再稼働を見込む女川原発2号機（宮城県）の運転見通しや、福島第一原発の廃炉工程にも大きな影響を及ぼすこととなります（甲G1038）。

- (2) 6月、日本原燃の「六ヶ所再処理工場」の総事業費が、新規制基準への対応や工場の完成の遅れが影響したことで、約5千億円増えて約1兆4千億円に膨らむことがわかりました（甲G1051）。

- (3) 7月、チェルノブイリ原発で、爆発した4号炉の炉心直下からここ数年、中性子が多く検出されるようになり、緊張が高まっていることがわかりました。炉心に残った核燃料が35年経った今もくすぶり続けているとみられ、溶け落ちた燃料の現状を把握するのは難しく、解体まで100年以上かかる見通しとのことです（甲G1058）。

- (4) 大飯原発の運転差し止め判決を出した元福井地裁裁判長の樋口英明さんが、「私が原発を止めた理由」を出版し、原発の危険性を次のように語っています。

原発事故直後は、数々の信じられないような奇跡が重なってこの最悪のシナリオは回避されたが、250^{キロ}圏内の住民が避難という最悪のシナリオを当時の原子力委員会の近藤駿介委員長が作っているほど、東日本が壊滅の危機にあったこと。原発の本当の危険性を知ってしまうと、政府や最高裁に忖度などはできないこと。

新規制基準は原発敷地ごとに将来にわたる最大の地震の強さ（ガル）が予知、予測できることを前提に成り立っているが、そのような予知、予測は可能なのか、という理性的な人なら誰でも抱くであろう疑問を法律家は持つべきであること。

あの未曾有の原発事故を経験し、今も原子力緊急事態宣言が続いている中で、原発の再稼働を黙認することが究極の悲劇につながることから、原発の本当の危険性を知って欲しいと述べています（甲G1059）。

5 福島第一原発事故と未だ続くその被害

(1) 政府が4月、福島第一原発の処理水を海に流して処分すると決めました。

また、溶けた核燃料（燃料デブリ）が残る原子炉建屋に雨や地下水が入り、1日あたり約140ト（昨年度）の汚染水が増えており、敷地内のタンクは2023年春ごろにも満杯になりそうであることがわかりました。福島県の沿岸漁業者は約束を「ほごにされた」と憤っています（甲G1033）。

(2) 福島原発事故で北西に約50キロ離れた玉野地区に放射性物質が降り注ぎ、若い人はみな避難し、田んぼも山も荒れ放題になりました。地区に住む酪農家の男性が「原発さえなければ」と壁に書き残して自ら命を絶つなど、住民は約3割減り、小中学校は廃校になり、山菜やキノコの出荷制限は今も続いています。

また、東電が、紛争解決センターの和解案を5回以上拒否をし、同じような東電の和解案拒否による打ち切りは55件もあり、対象の被災者は2万2千人以上に上っていることもわかりました（甲G1034）。

(3) 福島県の社会福祉法人「福島いのちの電話」の相談状況が、原発事故後10年間で3451件ののぼり、原発事故の影響の深刻さが浮き彫りになっています。また、自殺傾向や死にたい気持ちをうかがわせる相談の割合は、2011年の7%から20年度は15%と増えていることがわかりました（甲G1045）。

(4) 6月、福島第二原発で始まった廃炉は、1～4号機で並行して解体作業などを進め完了まで44年間、廃炉費用は2822億円、さらに使用済み燃料の処理費など入れると合計4500億円がかかる見込みであることがわかりました。

また、原子炉建屋内のプールで保管している使用済み燃料は、1～4号機で計9532体あり、福島県は県外への搬出を求めています。具体的な引き渡し先は計画で示しておらず、5万ト超の低レベル放射性廃棄物も処分先は未定となっています（甲G1048、1064）。

この点につき、住民からは、「廃炉は歓迎だが、使用済み燃料や、解体で出る放射性廃棄物は将来どうなるのか」、「国や東電は結論を先送りしている。県外に搬出できないなら、できないとはっきりさせることも責任」との声がでています（甲G1049）。

(5) 6月、福島第一原発で、膨大な量と高い放射線量のため、放射性廃棄物を

保管する設備の劣化が進み、東電は漏えいリスクに直面していることがわかりました。

汚染水の浄化処理で発生する廃棄物を保管する容器31基が、既に寿命を超えていたり、約8万5千基のコンテナが野ざらしになっており、3月には一基の底部が腐食で穴が開いていて、高線量のゲル状の中身が漏れ、放射性物質が海へ流れ出ていたり、事故当初に汚染水を保管するために急造したボルト締め型タンク6基で5月までに水漏れが相次いだりしているとのことです（甲G1052）。

- (6) 7月、国や東電からは「自主避難者」「避難指示時解除の自主避難者」とされた人々が、賠償や住宅無償提供が打ち切られていることがわかりました。

まず、避難指示が解除されたといっても、雨どいの下の地面からは年間26^ミの線量が計測され、帰りたくても帰れない状況となっています。

特に、住宅支援については、災害救助法の適用で『応急仮設』として無償提供された住宅も17年に避難指示区域からの避難者への提供が打ち切られたのに始まり、昨年3月末には、帰還困難区域からの一部の避難者も打ち切られ、行くところがなく止まっている者に対しては通常の家賃の2倍の請求をしたり、「退去しないなら訴える」との明け渡し請求までしてきていることがわかりました。中には住まいを追われたことに絶望し、自ら命を絶った人もいるとのことです（甲G1067）。

このように、福島原発事故の被害は、10年以上経った今でも、あらゆる生活の場面で人々に大きくのしかかっているのです。

6 原発推進側の原発維持のための問題のある対応や施策等

- (1) 6月、関電元役員が高浜町の元助役から金品を受領していた問題で、関電が2016年から、元助役関係会社の所有地を資機材置き場として相場の2倍超の高値で借りており、事件発覚後もそれが今年3月まで続いていたことが判明しました。あれだけ騒がれたのに、電力会社と原発誘致業者との間はここまで癒着しているのです（甲G1037）。
- (2) 6月、九州で、せっかく発電された太陽光など再生可能エネルギーの電力が使われない事態が頻発し、原発4基分もの電力が送電できないまま、無駄になっている日もあること。いわば原発が「壁」になる形で、再エネが活用されていないことがわかりました（甲G1041）。
- (3) 日本原電が敦賀原発2号機の真下にある断層に関する審査資料を無断で書き換えた件で、規制委が異例の立ち入り調査を繰り返している中、原電は肝

心の書き換えた理由やその背景につき、昨年12月来半年間にわたり何らの明確な説明をせず、7月になって「書き換えはいけないという認識がなかった」「書き換えは現場の担当者らの判断で、経営層は説明を受けていなかった」などとする社内調査の結果を報告したことが明らかになりました。

この回答に対し、規制委は「あまりに非常識で、考えられないアプローチ」「原電の説明はちぐはぐでかみ合わない」と批判し、再稼働の前提となる審査を中断することを決めました。原電の対応は、危険な原発を扱う業者としてあるまじき対応です。原発を稼働させようとする側が、安全性を考えずに、どれほど利益のために原発を動かそうと躍起になっているかがよくわかります（甲G1053、1063、1068、1072）。

- (4) 7月、政府が温室効果ガス排出実質ゼロを奇貨として「原則40年、最長で延長20年」とする原発の運転期間の延長を検討し、原発活用への揺り戻しが顕著になっていることが明らかになりました。

7 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと

- (1) 6月、政府のグリーン成長戦略の改訂案で、原発を「最大限活用していく」との表現が消えました（甲G1036）。

- (2) 同月、全国主要100社を対象にした朝日新聞のアンケートで、2050年に向けて重視する電源を複数回答で聞いたところ、83社が「再生可能エネルギー」と答え、「原発」は11社にとどまったことがわかりました。原発重視と見られがちな経済界でも、再生エネシフトの意識が高まっている流れが浮き彫りになっています（甲G1044）。

- (3) 同月、経産省は、改訂をめざす「エネルギー基本計画」に、原発の建て替え（リプレース）や新增設を明記しない方向で調整に入りました。その背景には、自党内には明記を求める声がありましたが、原発への国民の不信感は根強いと判断したことがあったとのこと（甲G1054）。

また、同計画について、30年度の総発電量に占める再生可能エネルギーの比率の目標を、36～38%と現在の実績のおよそ倍にしました（甲G1065）。

- (4) 7月、経産省が2030年の各電源の発電コストの新たな試算を有識者会議で示しましたが、原発に代わり太陽光発電が最安となったことがわかりました。原子力は15年の試算時に10.3円以上でしたが、廃炉に関する費用のほか各地の原発で災害などを想定した事故防止対策のコストが増加する

- ことで、1円超上がって11円台後半以上になっています（甲G1060）。
- (5) 同月、欧州連合（EU）の行政を担う欧州委員会が、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を、現状33%を2030年に65%に引き上げる目標を打ち出しました。日本の30年目標の22～24%を大きく上回る数字です（甲G1062）。
- (6) 8月、政府は、新築する戸建て住宅に太陽光発電設備の設置を義務化することを検討する方針を明らかにしました。2030年段階で「新築戸建て住宅の6割」に太陽光発電設備が設置されることを目指すという新たな政府方針も盛り込まれました（甲G1071）。

8 原発関連裁判

7月、福島第一原発事故で全域が帰還困難区域となった福島県浪江町津島地区の住民640人が、国と東電に放射線量を事故前の水準に戻す原状回復と損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁郡山支部は、国と東電の責任を認め、原告634人に計約10億4000万円を支払うように命じました（甲G1069）。

第3 記事全体の特徴、まとめ

- 1 今回の新聞記事の特徴は、本件原発と同様の40年超の美浜3号機が、40年ルールでの延長運転としては国内初となるため、その記事が多くありました。

本訴訟はまさにこの老朽原発を扱っており、その老朽化の危険性を指摘していますが、高浜1、2号機の再稼働に賛成した高浜町議でさえ、「受け入れから半世紀かけて、原発から抜け出せない町にしてしまった。町を破綻させる選択はできない」と述べています（甲G1035）。また、以前書証でも出しましたが、中日新聞の世論調査においても、40年超の原発の稼働に反対する声は通常の場合を超える82.3%にもなっています。

そして、原発の運転期間の延長に対し、2030年の電源構成の2割を原発にと原発を容認する国際大の橘川武郎教授（エネルギー産業論）でさえ、原発を活用するのであれば、最新鋭の原発へ建て替えるべきであり、「古い原発を使い続ければ危険性は高まる。根本的に『安全神話』が残っており、福島の教訓から学んでいない」と批判しています（甲G1061）。

このように、40年超の老朽原発は世論の圧倒的多数から反対されているだけでなく、原発推進の地元からも（本音では）、また推進派の学者からも危険であること、福島の教訓から学んでいないと言われていることを忘れてはなりません。

せん。

2 もう一つの特徴は、3. 11から10年を経ったのですが、福島原発事故の被害は収束するどころかますます拡大したり新たな被害が現れてきているとの報道です。

山菜やキノコの出荷制限は未だ続いたり、何年も時間をかけやっと出た紛争解決センターの和解案を東電が5回以上拒否したり、拒否による打ち切りの対象の被災者は2万2千人にもなり、被害者は2次被害に遭っています。また、自殺傾向の相談は今の方が増えています。さらに、福島第2原発の廃炉作業には44年、4500億もの費用がかかる見通しで約9500体の使用済み燃料の保管場所も決まっていません。自宅周辺の線量が高いため避難先に止まる者は自主避難者とされ、2倍の家賃を請求され住宅から追い出しの手続きが始まりました。まだ被害が続くどころか、新しい被害が日々発生しているのです。

一方、政府の地震本部が東日本大震災の余震域につき「今後も震災前よりも地震活動が活発な状態が当分の間続くと考えられる」と伝えています。日本は地震大国で、どこにも大きな地震が明日にでも起こりえます。一旦地震が起これば10年前の福島原発事故のような被害がまた起きます。いや、あの事故は原子力委員会の近藤駿介委員長が描いていた最悪のシナリオが奇跡的に回避されたもので、今度起こる事故は福島事故を大きく上回る、本件原発で言えば、関西圏を一気に壊滅してしまう（関西の水瓶の琵琶湖の汚染、世界遺産の京都の破壊等）ことになります。その被害は、何十年どころか100年単位での被害を再び我々や我々の子孫に残すでしょう。その危険があるのがまさに本件原発です。二度と同じ過ちを繰り返さないよう、理性ある判断を求めます。

以上